



令和6年4月18日
国土交通省東北地方整備局
山形河川国道事務所

山形初！最上川水系石子沢川等が特定都市河川指定！ 流域水害対策協議会発足を開催！！

最上川水系石子沢川等（石子沢川、新堀川の2河川）が令和6年3月5日に特定都市河川及び特定都市河川流域の指定になったことから、流域の町（山辺町、中山町）、山形県、東北農政局、東北地方整備局等が一堂に会し、「流域治水」の実効性を高め、あらゆる関係者の協働による水害に強い地域づくりの実践のため、流域水害対策計画の策定に向け「石子沢川流域水害対策協議会の発足会」を開催します。

1. 日 時：令和6年4月24日（水） 14：00 ～ 15：00

2. 場 所：中山町中央公民館大ホール（山形県東村山郡中山町大字長崎 6010 番地）

3. 報道関係

- ・取材を希望される方は、

令和6年4月22日（月）17：00まで、別紙申込書に記入のうえ、FAXにて御連絡をいただきますようお願いいたします。

- ・協議会終了後、同会場において記者ブリーフィングを行う予定です。

※東北地方整備局副局長や山辺町長、中山町長等が参加する予定です。

（添付資料）

別紙 「流域治水」の本格的な実践に向けた「最上川水系石子沢川等」の特定都市河川への指定

参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践 特定都市河川浸水被害対策法の適用

<発表記者会> 山形県政記者クラブ、山形建設業界専門紙

【問い合わせ先】

（事務局） 東北地方整備局 山形河川国道事務所 山形市成沢西4丁目3番55号

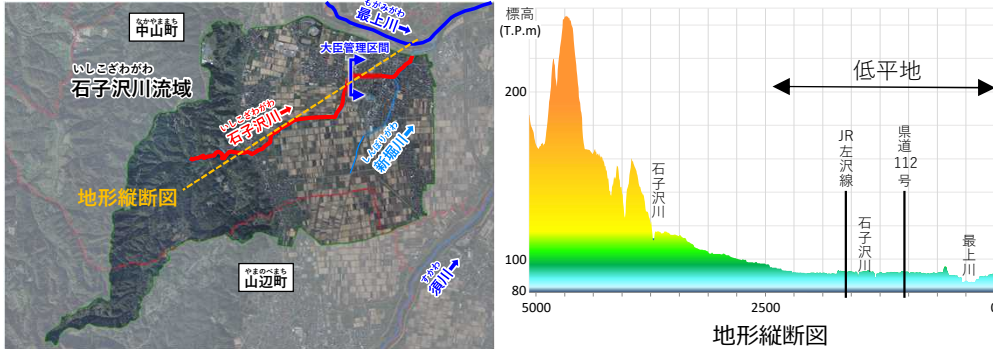
電話 023-688-8421（代表）

副所長（河川） やまかげ 山影 しゅうじ 修司（内線 204）

流域治水課長 こんの 今野 こういち 浩一（内線 351）

石子沢川の特徴

- ・石子沢川は上流部が山間部で、勾配がほとんどない低平地が広がり、中山町東部の市街地で新堀川と合流し、その後最上川に合流している。
- ・沿川に、中山町の市街地があり、人口や資産が集積している。



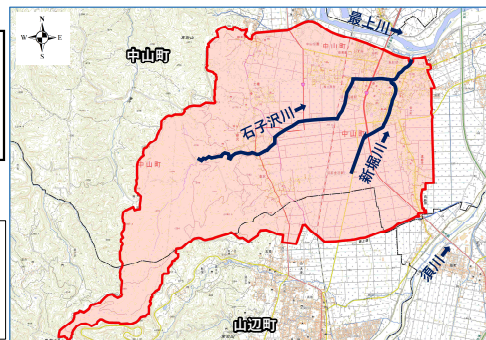
- ・石子沢川と最上川の合流点には、古川水門が設置されており、洪水時には最上川への排水制限が想定される河川である。
- ・令和2年7月の洪水では、古川水門の閉鎖に伴う排水制限により甚大な浸水被害が発生している。



河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、
特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

- 河川区間: 最上川水系石子沢川等[2河川]
- 流域面積: 16.6km²
(中山町の一部、山辺町の一部)

- 凡例
- 特定都市河川
 - 特定都市河川流域
 - 行政界



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R2.7 令和2年7月出水により、最上川の長崎水位観測所ではHWLを3時間以上超過し、中山町では床上床下浸水139戸、農地等54.7haが浸水する被害が発生
- R3.12 令和3年12月13日に新たな取り組みによる石子沢川流域の治水安全度向上を目的に中山町、県、国が連携し、石子沢川流域治水勉強会を設立
- R5.7 第8回最上川水系流域治水協議会において石子沢川特定都市河川指定について合意



法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

(具体的な対策は、石子沢川流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画にて定める。以下は想定される対策を記載)

ハード整備の加速化

流域治水整備事業等の活用
特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

- 流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
 - ・河道掘削(堆積土砂撤去)等
 - ・雨水貯留浸透施設の整備
 - ・効率的な内水排除作業の検討

流出抑制対策の推進

開発等に伴う流出増への対策の義務化
(雨水浸透阻害行為の許可)

- 流出量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け
- 貯留機能を有する土地の有効活用
(田んぼダムの推進、貯留機能保全区域の指定)
- 農地遊水機能の積極的な活用「田んぼダム」の推進
- 貯留機能保全区域の指定 等

流域全体・様々な関係者で「命と暮らしを守る取組み」を推進

- 田んぼダム及び雨水貯留浸透施設の整備等による浸水被害の軽減
- 協議会等を通じた事業推進課題等の共有及び問題解決・合意形成の推進 等



特定都市河川流域全体の取組みにより、早期に石子沢川流域の安全度を向上させる

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

特定都市河川浸水被害対策法の適用

参考

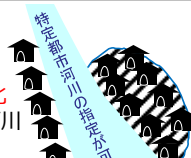
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等

のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

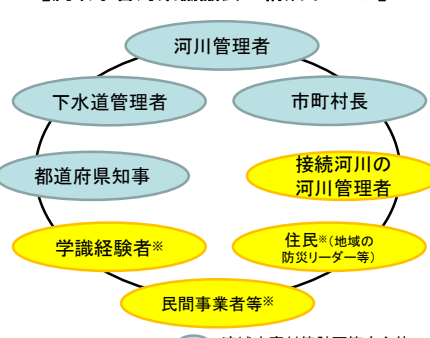
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

●：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

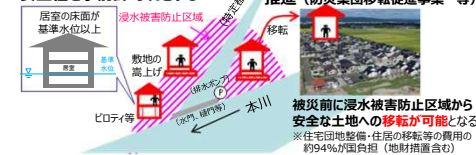
- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

取 材 登 録 書

<<取材を希望される方は、事前に FAX で御登録をお願いします>>

登録期限：令和6年4月22日（月）17：00まで【厳守】

送信先：東北地方整備局 山形河川国道事務所 流域治水課 流域治水係

FAX：023-688-8438

<p>◆報道機関名</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 20px;"/>
<p>◆取材者</p> <p>1) 代表者 <hr style="width: 80%; margin-left: 20px;"/></p> <p>2) <hr style="width: 80%; margin-left: 20px;"/></p> <p>3) <hr style="width: 80%; margin-left: 20px;"/></p>
<p>◆連絡先（代表者の連絡先）</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 20px;"/>

【備考】

1. 上記の「◆連絡先（代表者の連絡先）」には、取材当日に連絡可能な携帯電話等の連絡先を記入して下さい。（取材当日、視察の変更等が生じた場合に、連絡します。）